

その他の住宅に関する 支援・助成のご案内

ここに記載している以外にも、支援を受けるための要件が別にある場合や、事前相談が必要となる場合がありますので、詳しくは、各課に直接お問い合わせください。

■効率的なエネルギー活用

- 対象
市民（自身が居住している場合のみ）
マンション管理組合（既設窓の断熱改修のみ）

- 支援内容

- ・太陽光発電システム設置
- ・エネファーム設置
- ・既設窓の断熱改修

※助成対象となる設備、助成額等詳細については、お問い合わせください。

■ねずみ駆除

- 対象
市民税非課税世帯で、65歳以上のみ世帯（単身含む）または生活保護世帯

- 支援内容

- ・ねずみ侵入防止対策（簡易）
無料
- ・専門業者による対策指導
無料

■スズメバチ駆除

- ハチ駆除用具の無料貸し出し

- ・ハチ駆除スプレー
- ・ハチ防護服（スズメバチ駆除には必要です）

- スズメバチ等駆除助成制度

自主駆除が困難な場合は、市が指定する専門業者を紹介します。指定業者に依頼した場合は市が一部費用を助成します。

環境政策課（西棟2階）

エネルギー活用 電話 60－1841（直通）

ねずみ駆除・スズメバチ駆除 電話 60－1842（直通）

■雨水活用

- 対象
（雨水浸透ます）市内に住宅等を所有する個人の方
（雨水タンク）自ら居住する住宅を所有する市民又は市内に事業所を所有する事業者

- 支援内容

- ・雨水浸透ます
雨水を地下に浸透させるための設備
新築住宅：助成単価（材料費）×必要数量
既設住宅：助成単価（工事費・材料費）×必要数量
*既設住宅については基本的に自己負担無し（一部例外有り）

- ・雨水タンク

雨水を溜めて散水等に利用する設備
小型（150ℓ未満）：3万円または本体価格
＋設置費（税抜）の3/4のいずれか低い額
中型（150ℓ以上）：5万円または本体価格
＋設置費（税抜）の3/4のいずれか低い額

※設置費の助成額の上限は1万円です。



下水道課（西棟2階）電話 60－1868（直通）

■家具転倒防止金具等取付

地震対策の一環として、対象となる家具に転倒防止金具等を支給のうえ、取付ける事業を実施しています。

- 対象

65歳以上の一人暮らし、65歳以上の高齢者のみの世帯または身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、東京都愛の手帳1・2度の障害のある方がいる世帯
*過去にこの事業で取付けを行った世帯は対象外。
ただし、前回の支給・取付けから5年経過している場合は対象。

- 支援内容

- ・対象家具 タンス、食器棚、本棚等4台まで
（1台金具2種類まで）
- ・費用 無料



高齢者支援課（南棟1階）
電話 60－1846（直通）

障害者福祉課（南棟1階）
電話 60－1904（直通）

■新築記念樹の配付

- 対象

市内に住宅を新築する（された）方で、庭等に地植え可能で、苗木受領後のメンテナンス（水やり、剪定、落葉等の処理、害虫駆除等）について責任を持って行える方
*指定の往復はがきで申し込み

- 支援内容

- 記念樹の配布
- ・配付時期：年4回（3・6・9・12月、花の色の選択不可）

- ・ハナミズキ
- ・シマトネリコ
- ・ヒメシャラ
- ・モミジ
- ・コブシ



■剪定枝葉資源化

- 対象
家庭で出た枝木・草葉

- （事前予約）

束と袋を合わせて4個以上50個まで無料で収集し、資源化します。

- （直接クリーンセンターに持ち込む）

束と袋を合わせて1日あたり10個まで無料で受け入れ、資源化します。

※いずれも、太さや長さ等に制限があります。



ごみ総合対策課（クリーンセンター内）
電話 60－1802（直通）

■介護保険による住宅改修費の支給

要支援・要介護認定を受けて在宅生活をおくっている方が、在宅生活継続のためにお住まいの住宅に手すりの取付けや段差解消等制度の対象となる改修を行う場合、介護保険から給付を受けることができます。

*工事着手前に事前申請が必要です。必ず工事前にケアマネジャーにご相談ください。

- 対象

要支援・要介護認定を受けている方で、原則として在宅で生活されている方。

- 助成内容

改修費用のうち、20万円までが支給対象となります。そのうち、ご本人や世帯の収入の状況に応じて9割、8割または7割が介護保険から支給されます（限度額を超える費用は自己負担になります。）。



高齢者支援課（南棟1階）
電話 60－1845（直通）

■道路に面する緑化の助成

- 対象

建築基準法上の道路に面している場所に、連続延長3m以上（地被は延長に含まない）の新たな緑化を行う場合

- 助成内容

生垣：12,000円/m 高木：15,000円/本 中木：4,000円/本
低木：2,000円/本 地被：1,000円/㎡（限度額60万円）
ブロック塀等の取壊し（新たに緑化する同位置のブロック塀等の取壊し）：4,000円/㎡（限度額30万円）

※必ず工事の着手2週間前までに、図面を持参のうえ、窓口で助成の対象となるかについてご相談ください。

緑のまち推進課（西棟2階）
電話 60－1863（直通）

■消火器の購入

家庭用に消火器等を購入された方に補助金を交付します。

- 対象

家庭用消火器等を購入した市内在住の世帯主 1本/世帯・年度

- 助成内容

購入費（税込）/ 補助金額
2,000円未満 / 500円
2,000円～5,000円未満 / 1,500円
5,000円以上 / 2,500円



申請には領収書（コピー不可）が必要です。

■ブロック塀等の改善

- 対象

道路に面し、倒壊の危険がある高さ1.2m以上の塀を改修・補強・撤去した場合

- 助成内容

- ①ブロック塀等の撤去
8,000円/m（上限64万円）
- ②ブロック塀の補強
8,000円/m（上限32万円）
- ③ブロック塀の改修（撤去＋新設）
16,000円/m（上限128万円）



■家具転倒防止金具等の購入費用補助

地震災害の自助の取り組みとして効果が期待される家具転倒防止対策について、全世帯を対象とした支援を行います。

- 対象

武蔵野市内に住居を有し、現に居住する者がいる世帯で、令和6年4月1日以降に購入した家具転倒防止金具等の購入費用

- 助成内容

上限1万円、1世帯当たり1回のみ補助

防災課（西棟5階）電話 60－1821（直通）

■狭あい道路の整備

現況の幅員が4mに満たない道路（狭あい道路）の拡幅整備工事等を、市が行います。/一部例外有り

- 対象

市が管理をする下記1,2,3のいずれかのもので敷地の後退が必要となる場合（後退が必要かどうかは、建築指導課（東棟4階・60-1876（直通））の窓口でご確認いただけます。）

- 1 建築基準法第42条第2項に該当する道
- 2 建築基準法第42条第1項第5号に該当する道路
- 3 東京都建築安全条例第2条の規定する隅切り部分

- 道路整備・非課税手続き

①②③の全てを満たす場合、整備・非課税手続きを道路管理課で行います。事前の申請が必要です。

- ①後退が10センチ以上の場合
- ②後退部分に支障物（塀・樹木等）がない場合
- ③後退部分を市に無償で貸与いただける場合

道路管理課（南棟4階）
電話 60－1855（直通）